



箱根町記者発表資料

新型コロナウイルス感染症に係るリバウンド防止を踏まえた町の対応等について

1 目的

政府は、令和4年3月21日をもって、神奈川県を含む18都道府県に対する「新型コロナウイルス感染症に伴うまん延防止等重点措置」を解除しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではないことから、感染のリバウンド（再拡大）を防止するため、引き続き、3つの密の回避、マスクの着用、手指の消毒、人と人との距離の確保、換気をするといった基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、令和4年5月31日まで、町立施設の利用等の一部制限を継続します。

2 内容

別紙のとおり

3 町長コメント

別紙のとおり

4 周知方法

ホームページ、防災行政無線、箱根町公式LINE など

照会先

箱根町福祉部保険健康課 担当 田澤

電話0460-85-0800

E-mail sakura@town.hakone.kanagawa.jp